

○鯖江・丹生消防組合職員の職務に専念する義務の特例を定める規則

平成4年7月1日
規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、鯖江・丹生消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第10号)第2条第3号の規定に基づき鯖江・丹生消防組合職員の職務に専念する義務の特例を定めることを目的とする。

(特例)

第2条 前条の特例は、次に掲げる場合とする。

- (1) 鯖江・丹生消防組合を構成する関係市町の行政と密接な関係を有し、当該市町が指導育成することを必要とする団体の事務に従事する場合
- (2) 不利益処分に関する審査の請求者として出頭する場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に認める場合
(平17規則1・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に貸与されている被服等は、第3条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合消防団員被服等貸与規則の規定により貸与されたものとみなす。